

塗装作業受託約款

お客さま（以下「甲」という）とリビングカラーズ株式会社（以下「乙」という）とは、別紙記載の冷蔵庫に対する塗装作業について、次のとおり契約条項を締結する。

第1条（総則）

- 1 甲は乙に対し、別紙記載の冷蔵庫の塗装作業を発注し、乙はこれを請け負う。
- 2 乙は甲に対し、別紙記載の請負代金を、銀行振込、クレジットカード決済、代金引換受け取りのいずれかの方法をオーダーフォームにおいてあらかじめ選択したうえで、その選択した方法により支払う。
- 3 銀行振込の場合、作業完了後引渡を受けた日から2週間以内に、甲指定の口座に振り込んで支払う。ただし、振込手数料は甲の負担とする。
- 4 クレジットカード決済の場合、乙から甲に対し、クレジットカード決済用のURLが記載された電子メールを送信するものとし、甲はその電子メールを受け取った日から2週間以内に、上記URLにアクセスし、クレジットカード決済に必要な情報を入力する。

第2条（権利義務の承継）

甲または乙は、相手方の書面による承諾を受けなければ、この契約から生じる自己の権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは引き受けさせることはできない。

第3条（作業の変更）

甲乙間に塗装作業の内容を変更せざるを得ない事情のあるときは、その変更の内容、工期並びに請負代金について、甲乙協議の上、書面、または口頭によってこれを定めるものとする。

ただし、乙は、塗装作業に支障を及ぼす天災、天候の不良、法令に基づく許認可の遅延その他乙の責に帰することのできない事由によって工期内に作業を完成することができないときは、甲に遅滞なくその理由を付して作業の延長を求めることができるものとする。

第4条（一般の損害）

乙が別紙記載の冷蔵庫を受け取ったときから塗装作業が完成するまでに、別紙記載の冷蔵庫に生じた損害その他塗装作業に関して生じた損害については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害のうち、甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

第5条（第三者との紛議）

塗装作業に関し、第三者との間に紛議が生じたときは、甲乙協力してその解決にあたる。

第6条（不可抗力による損害）

天災その他甲乙いずれの責にも帰することのできない不可抗力によって別紙記載の冷蔵庫に生じた損害その他塗装作業に関する損害が生じたときは、乙は、事実発生後速やかにその状況を甲に通知する。

第7条（検査、引渡並びに請負代金の支払）

- 1 乙が塗装作業を完成したときは、乙は、その引渡時、甲の検査を求め、甲は速やかにこれに応じて、検査を行う。
- 2 第1項に定める検査の結果、冷蔵庫の塗装に瑕疵があったときは、乙は速やかにこれを修補する。

第8条（瑕疵担保責任）

乙は、引渡の日から冷蔵庫の塗装については、1年間の瑕疵担保責任を負う。ただし、冷蔵庫本体の機能のうち、製造者保証のあるものは当該保証による。

第9条（契約書作成費用）

この契約書の作成に要する費用（貼用印紙代を含む）は、甲乙折半して負担する。

第10条（紛争の解決）

この契約について紛争が生じたときは、乙の住所地を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

第11条（附則）

この契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。